



ほろのべの恋



▲幌延小学校入学式

- 幌延町議会議員選挙結果
- 勤務時間外の役場庁舎の警備・電話応対等が変わります
- 幌延深地層研究センター国際交流施設開館時間等の運用変更のお知らせ
- 平成30年度中山間地域等直接支払制度の取り組み状況について
- 水道・下水道についてのお知らせ
- 犬の飼い主の方へ
- 出前講座をご活用ください！
- 町民参加手続の実施状況および実施予定について
- 幌延町民等の顕彰について
- 人権擁護委員制度をご存じですか
- 脳ドック（MR I 検診）のお知らせ
- にこにこ教室（介護予防教室）の協力員を募集します！
- 各手当制度のご紹介



▲幌延中学校入学式



▲問寒別小学校入学式



▲問寒別中学校入学式

幌延町議会議員選挙結果 町民の代表 8 名が決定しました

統一地方選挙の最後を締めくくった幌延町議会議員選挙では、8議席に対して9名が立候補し、それぞれが町民への支持を訴えました。選挙結果は次のとおりです。

	氏名	年齢 (4月21日現在)	党派	当選回数	職業	現住所	得票数
当選	西澤 裕之	48歳	無所属	4	会社員	字幌延	294
当選	齋賀 弘孝	58歳	無所属	5	酪農業	字問寒別	221
当選	無量谷 隆	68歳	無所属	5	酪農業	字下沼	214
当選	高橋 秀之	65歳	無所属	4	会社員	栄町	197
当選	植村 敦	67歳	無所属	5	酪農業	字上幌延	175
当選	富樫 直敏	63歳	無所属	2	酪農業	字下沼	136
当選	岡本 則夫	72歳	無所属	5	無職	4条南1丁目	132
当選	吉原 哲男	71歳	無所属	6	酪農業	字幌延	66
次席	鷺見 悟	65歳	日本共産党		運搬業	字幌延	64

有権者数：1,883人 投票者数：1,515人 投票率：80.46% 無効票：16票

勤務時間外の役場庁舎の警備・電話対応等が変わります

これまで役場庁舎では、勤務時間（平日：午前8時30分～午後5時15分）以外の時間帯は、警備員を配置して庁舎内の警備・電話対応等を行っていましたが、平成31年4月26日（金）午後5時15分から、次のとおり変更になりますのでお知らせします。

【変更内容】

主な項目	変更後	変更前
庁舎内警備	勤務時間内	職員在庁のため警備なし（変更なし）
	勤務時間外	各種センサー、防犯カメラによる警備 警備員による警備
電話対応	勤務時間内	代表およびダイヤルイン（変更なし）
	勤務時間外	警備会社（コールセンター）へ転送 代表およびダイヤルイン

- ※ 正面玄関については勤務時間内のみ開錠し、職員玄関については常時施錠します。
- ※ 勤務時間外の庁舎利用については、担当職員が鍵の開錠・施錠を行います。
- ※ 勤務時間外の役場宛の電話については、警備会社（コールセンター）へ転送後、内容を確認の上対応させていただきます。（緊急性が低い事案については翌開庁日の対応とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。）

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

幌延深地層研究センター 国際交流施設 開館時間等の運用変更のお知らせ

平成31年4月1日（月）から、当施設運用上の都合により、次のとおり変更になりましたのでお知らせします。

項目	平成31年4月1日以降の運用	変更の要点
利用できる日	年末年始、その他臨時に休館する日を除く毎日（ただし、利用日（要事前申し込み）のみ） ※詳しくは、利用申込先までお問い合わせください。	○「毎週月曜日の休館日」を廃止します。 ※利用申し込み（事前予約制）があった日のみ開館します。
利用申し込み	施設利用は事前申込制です。 ※利用申し込みは、利用予定日の1カ月前から先着順で受け付けします。 ※「施設利用申込書」に必要事項を記入の上、原則、利用予定日の1週間前までにFAXなどで提出ください。	○利用申込先は、「幌延深地層研究センター 総務・共生課 国際交流施設担当者」へと変更になりました。 ○利用申し込みは、原則、利用予定日の1週間前までをお願いします。

お申し込み・お問い合わせ先：幌延深地層研究センター 総務・共生課
電話：5-2022（8：30～17：00 平日のみ） F A X：5-2033

平成30年度

中山間地域等直接支払制度の

取り組み状況について

中山間地域等直接支払制度については、平地地域との生産条件格差に関する不利を補正するため、農用地面積に応じた交付金を交付し、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄の防止と農業の持つ多面的機能の維持・増進を図ろうとするものです。

本事業については、第1期対策（平成12年度～平成16年度）、第2期対策（平成17年度～平成21年度）、第3期対策（平成22年度～平成26年度）を終え、平成27年度より『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』が施行されたことにより、法律に基づいて行われる恒久的な制度となりました。

現在、平成27年度から本年度までを計画期間として定めた第4期対策を実施しています。集落内での協議によって

定めた集落の将来像の実現に向け、自律的かつ継続的な農業生産活動や農地管理を図る取り組みが実施されています。

具体的には、草地の簡易的な更新の実施や取付道路の補修、農道・営農用水の管理、乳質改善、牛舎等の消毒作業、農地周辺林地の枝払い、環境整備を目的とした集会所周辺への植樹や草刈等の活動が行われています。

本制度の実施については、耕作放棄の防止、土地生産性の維持・向上、担い手の育成等により地域農業への効果は大きいがありますので、

今後も関係者および関係機関各位の理解と協力を得ながら、事業の推進に当たりたいと考えています。

なお、平成30年度における交付金の交付対象面積は6,026ha、協定参加農家数94戸、交付金総額は7千231万5千円となっております。集落別の事業概要につきましては、次の表のとおりとなっております。

交付金の内訳
72,315,283円

国費▶36,157,641円
道費▶18,078,820円
町費▶18,078,822円

集落名	参加戸数(戸)	対象面積(m ²)	交付金額(円)	取り組み内容
問寒別	38	23,383,660	28,060,392	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、乳質改善、牛舎等消毒作業の実施、集会所周辺の環境整備
幌延東	21	12,175,145	14,610,174	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、集会所周辺の環境整備
幌延西	35	24,703,931	29,644,717	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、集会所周辺の環境整備、農地周辺林地の枝払い
計	94	60,262,736	72,315,283	(94戸は重複参加のため、実数は92戸) (幌延東集落:開進集落、上幌延集落、北進集落(3期対策)の3集落が合併) (幌延西集落:幌延集落、下沼南集落、下沼北集落(3期対策)の3集落が合併)

お問い合わせ先：産業振興課 農林グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8815

水道・下水道についてのお知らせ

○水質検査計画および水質検査結果について

安心・安全な水道水を提供するために水質検査計画を策定し、毎月、水道水の水質検査を行っています。検査結果は良好で、検査結果の詳細については、建設管理課 管理グループの窓口および町ホームページで自由に閲覧できるようになっています。

また、水道水の汚れを防止するために、水道管内の掃除や水道管の更新を計画的に行っています。その際には、断水になることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○水道・下水道の届け出等について

水道・下水道について、次のようなときには必ず事前に届け出をお願いします。

- ・水道・下水道の使用を始めようとするとき
- ・長期間使用しないとき
- ・水道・下水道の使用をやめるとき
- ・転居をするとき
- ・使用者が変わったとき（死亡などにより名義人が変わった場合も含む）
- ・用途（一般家庭用・官公署団体用・営業用など）が変わったとき
- ・給水装置・排水設備の新設や撤去等をするとき

○検針・料金徴収業務について

水道メーターおよび下水道・個別排水処理施設メーターの検針・料金徴収業務を委託しています。検針は毎月1日から8日の間に行いますのでご協力をお願いします。

委託を受けた方

幌延地区 佐々木 理佳 さん
問寒別地区 和田 和子 さん

委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

○水道・下水道料金のお支払いについて

水道・下水道料金の支払い忘れ等が多くあります。毎月お支払いいただく水道・下水道使用料は、支払い忘れの防止のためにも、便利な口座振替をご利用ください。金融機関（稚内信金幌延支店・幌延町農協・郵便局）で簡単にお申し込みできます。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：建設管理課 管理グループ（上・下水道係） 電話：5-1116 告知端末機：5-8816

犬の飼い主の方へ～ご登録と予防注射などのお知らせ～

○愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届け出が必要になります。

- ・住所を変更したとき（転出入、転居）
- ・飼い主が変わったとき
- ・飼い犬が死亡したとき

○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院で受けていただくか、住民生活課 生活環境グループまで電話でお問い合わせください。

○4月1日（月）～9月30日（月）は野犬掃とう期間です

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬は全て野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう。



お問い合わせ先：住民生活課 生活環境グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

出前講座をご活用ください！ ～皆さんの「知りたい・聞きたい」にお答えします～

町民の皆さんが知りたい、聞きたいことについて、町職員が講師となって皆さんのところへ出向き、行政一般や福祉、健康、暮らし、産業、教育など、町民の皆さんが詳しく説明を聞きたい事項や施策について説明したり、皆さんからのご質問にお答えしたりする「出前講座」を実施しています。

- ◇ 講座のお申し込みができる方は、原則として町内に在住する5人以上のグループ（団体・サークル・仲間など）です。グループの代表の方が、受講を希望する日の2週間前までに「出前講座申込書」を総務財政課 総務グループへ提出してください。なお、電話でのお申し込みも可能です。
- ◇ 出前講座の開催時間は、平日の午前10時から午後9時までの2時間以内としますが、やむを得ない理由により平日に開催できない場合は、土・日・祝日の午前10時から午後3時までの2時間以内でも開催できます。
- ◇ 会場は町内とし、会場の確保、使用料の負担、講座開催の準備等は、原則として講座申込者が行ってください。

幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、 町民参加手続の実施状況および実施予定について

重要な政策や計画等に、町民皆さんの意見を反映させるため、事前にその案を公表し、意見を募る「パブリックコメント手続」を行っています。

平成30年度に実施したパブリックコメント手続は、次のとおりです。

案 件 名	意見募集期間	結 果	担当部署
いのちを支える幌延町自殺対策計画（案）	平成31年3月18日～ 平成31年3月27日	意見なし	保健福祉課 戸籍福祉グループ

令和元年度に予定しているパブリックコメント手続は、次のとおりです。

案 件 名	意見募集時期（予定）	担当部署
名林公園等樹木管理計画（案）	令和元年5月	建設管理課 管理グループ
幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）	令和2年2月	産業振興課 企画振興グループ
第2期 幌延町子ども・子育てプラン（案）	令和2年2月	保健福祉課 戸籍福祉グループ
幌延町健康増進計画（案）	令和2年3月	保健福祉課 保健センター

幌延町民等の顕彰について

町民の誇りと自信を高めるとともに、町民の豊かな心と実践力を育むことを目的として、善行や努力をされた方を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法については、次のとおりです。

- 対 象 者：幌延町に居住する（居住していた）、所在する（所在していた）個人または団体
- 対象となる行為：①勇気または親切あふれる行い
 - ②公德心を高める行い
 - ③ボランティア活動その他の地域活動に功績のある行い
 - ④青少年の健全育成に功績のある行い
 - ⑤高齢者または障がい者等の生活支援に功績のある行い
 - ⑥その他①～⑤に相当すると認められる行い

なお、推薦書の様式は、役場、幌延町生涯学習センター、問寒別出張所に備え置くほか、町ホームページからもダウンロードすることができますので、記入後総務財政課 総務グループへ提出してください。

町長から顕彰の決定を受けた方に対しては、賞状および金品を贈呈します。

皆さまの身近に顕彰の要件を満たす方がいる場合は、ぜひご推薦をお願いします。

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

人権擁護委員制度をご存じですか

毎年6月1日（土）は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は固く守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町人権擁護委員は幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次のお二人です。

稲垣 紘 順（字下沼） ・ 三好 和 夫（字問寒別）

全国一斉「人権擁護委員の日」特別相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設します。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は固く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

日 時：令和元年6月1日（土）

午前10時から午後3時まで

場 所：幌延町生涯学習センター 研修室

お問い合わせ先：旭川地方法務局稚内支局 稚内市末広5丁目6番1号 電話：0162-33-1122

こころの健康相談について

北海道稚内保健所では、精神保健福祉に関する問題に悩む地域の方を対象に、精神科医によるこころの健康相談を実施します。

相談日	申込締切日
令和元年6月3日（月）	令和元年5月30日（木）
7月1日（月）	6月27日（木）
9月9日（月）	9月5日（木）
10月7日（月）	10月3日（木）
12月2日（月）	11月28日（木）
令和2年1月27日（月）	令和2年1月23日（木）
3月16日（月）	3月12日（木）

時 間：午後1時30分から午後4時まで

場 所：北海道稚内保健所

囑託医：市立稚内病院精神神経科医師

その他：（1）予約制です。稚内保健所健康推進課までご連絡ください。

（2）保健師による相談は随時受け付けています。お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先：北海道稚内保健所 健康推進課 電話：0162-33-3703

脳ドック (MRI検診) のお知らせ

脳ドック (MRI 検診) を実施します。希望される方は下記のとおり、お申し込みください。

- 日 程：令和元年6月24日(月)(午前・午後)、25日(火)(午前・午後)、26日(水)(午前のみ)
- 場 所：保健センター
- 委託機関：北海道脳神経疾患研究所
- 対 象：年度内年齢が20～74歳の幌延町民(昭和20年4月1日～平成26年3月31日生の方)
 (次の方は、受診できませんのでご了承ください)
 ・ペースメーカー使用中の方・脳血管疾患の既往のある方、治療中の方
 ・妊娠16週未満および妊娠の可能性のある方
 (次の方は、主治医とご相談されることをお勧めしています)
 ・骨折手術などで金属が入っている方
- 定 員：100名(午前20名・午後20名) ※完全予約制、先着順です。
- 検査内容：MRI検査、医師による診察
- 料 金：5,000円
 ※初回受診者は半額助成の2,500円
 ※年度内年齢40歳(昭和54年4月1日～昭和55年3月31日生)の方は無料です。
- お申し込み：令和元年5月29日(水)～6月7日(金)の期間、
 午前8時30分～午後5時15分に電話(保健センター 電話：5-1790)でのみ受け付け
 します。
- そ の 他：①お申し込みされた方には、後日案内文書を送付します。(6月中旬頃)
 ②脳ドック検診は、いきいきブルピーポイント事業の対象事業です。



脳ドックは、こんな人にお勧めです！

- ・ 高血圧、糖尿病、脂質異常症(高脂血症)と診断された。または、心配だ。
- ・ めまいやふらつきがある。
- ・ 頭が重かったり、頭痛がする。
- ・ 手足がしびれたり、力が入りにくい。
- ・ 近親者に、脳梗塞や脳出血・脳腫瘍などの病気にかかった人がいる。

お申し込み・お問い合わせ先：保健センター 電話・告知端末機：5-1790



にこにこ教室(介護予防教室)の協力員を募集します!

	幌延地区 (毎回、金曜日)	問寒別地区 (毎回、水曜日)
日 程	① 6月28日 ② 7月26日 ③ 8月23日 ④ 9月27日 ⑤ 10月18日 ⑥ 11月15日 ⑦ 12月6日	① 6月19日 ② 7月17日 ③ 8月21日 ④ 9月18日 ⑤ 10月9日 ⑥ 11月6日 ⑦ 12月4日
時 間	午前9時30分から午前11時まで	午前10時から午前11時30分まで
場 所	保健センター	問寒別生涯学習センター
事前説明会	6月10日(月)午前10時から	6月10日(月)午後2時から
教室の内容	○10人前後のご高齢の方と、歌/体操/ゲームなどをして楽しく過ごします。	
協力員の役割	○目や耳が悪くなっている方・移動が大変な方のサポートや、ゲームの盛り上げ等に協力していただけます。 ○特別な資格は必要ありません。昨年度は幌延地区6名、問寒別地区4名の方にご協力いただきました。40～70歳代の方たちが参加されています。	
そ の 他	○ブルピーポイント事業の対象になります。 1回のご協力につき2ブルピー付与します。	
お申し込み	5月29日(水)までに、地域包括支援センターへ来所または電話でお申し込みください。 たくさんのご応募をお待ちしています。	



お申し込み・お問い合わせ先：地域包括支援センター 電話・告知端末機：5-1790

各手当制度のご紹介

児童手当

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆支給対象

生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますので、ご注意ください。

◆支給額（月額）

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

所得制限額未満の方	金額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
〃（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円
②所得制限額以上の方	金額
児童の年齢に関係なく一律	5,000円

所得制限		
扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ・父または母が生死不明の児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

- ①児童が
 - イ. 日本国内に住所がないとき
 - ロ. 児童福祉施設等または、里親に委託されているとき
 - ハ. 母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき（父（母）が重度の障害にある場合を除く）

- ②父母または養育者が
 - イ. 日本国内に住所がないとき

※公的年金等を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◆支給額（児童1人月額）

	～平成31年3月	平成31年4月～
全部支給	42,500円	42,910円
一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円

※児童2人目は月額**10,140円**、3人目以降は児童1人につき月額**6,080円**が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給が一部停止または全部停止となります。

◆支給期日

例年4月、8月、12月に前月分まで支給されていますが、今年は4月、8月、11月に支給され、令和2年からは、奇数月に年6回2カ月分ずつの支給に変更となります。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級	～平成31年3月	平成31年4月～
1級	51,700円	52,200円
2級	34,430円	34,770円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設および障害者施設等に入所している方、3カ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆支給額（月額）

	～平成31年3月	平成31年4月～
障害児福祉手当	14,650円	14,790円
特別障害者手当	26,940円	27,200円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

どさんこ・子育て特典制度のご案内とお知らせ

北海道では、市町村とともに社会全体で子育て家庭を応援する取り組みとして「どさんこ・子育て特典制度」を実施しています。

◎対象

妊娠中の方もしくは小学生以下の子どもがいる世帯。

◎制度内容

お子さんと同伴で買い物や施設利用した際に、特典カードを協賛店舗に提示することで、協賛店舗が独自に定めた子育て応援のためのサービスを受けることができます。

※協賛店舗およびサービス内容は、北海道のホームページをご覧ください。

【ハグクム どさんこ・子育て】で検索!!

◎カード配布について

対象世帯に対して既に配布していますが、紛失した場合は、保健福祉課（電話：5-1115）で再配布して

いますので、お気軽にお越しください。

今後、妊娠により対象世帯となる方には、母子手帳交付時にお渡しします。

◎カードの有効期間について

現在配布している特典カードには「有効期限：平成32年3月末」と記載されていますが、令和2年度以降も本制度を実施する予定となりました。そのため、記載されている有効期限を越えた後も、そのまま本制度終了時までカードを使用することができる予定です。



保護者（妊娠中の方）の氏名		特典カードの利用について	
子どもの氏名	生年月日	*このカードの利用は、署名された妊娠中の方もしくは小学生までのお子さんに関する限りです。	
		*お子さんが小学校を卒業した場合は、署名欄を抹消してください。	
		*このカードを盗用する場合は、事前にシフトアウト、受付などに報告してください。	
		*カードの利用にあたって、お子さんの年齢など確認させていただく場合があります。	
		*海外で利用する際には、サービス対象国や利用条件などが異なるため、利用できない場合がありますので、事前に協賛店舗に確認してください。	
市町村名		*このカードは、第三者に譲り、譲渡できません。	
有効期限：平成32年3月末			

お問い合わせ先：保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813



まちの話題



3月25日

3月26日



認定こども園卒園式 問寒別へき地保育所卒所式

先生と保護者が見守る中、25日に認定こども園卒園式、26日に問寒別へき地保育所卒所式が行われました。

こどもたちはおしゃれな服装に身を包み、しっかりとした足取りで保育証書を受け取っていました。



認定こども園



問寒別へき地保育所

3月25日



幌延町地域おこし協力隊 平成30年度 活動報告会

JR幌延駅構内で、青柳隊員と吉原隊員の2名がこれまでの活動内容を報告しました。

吉原隊員は、1年目の活動を通して感じた課題を挙げつつ、2年目の目標や今後予定している取り組みを語り、3月27日で任期を終えた青柳隊員は、3年間で取り組んできた活動を振り返り、今後の自身のビジョンについて語りました。



それぞれが個性あふれる報告を披露し、来場者は熱心に耳を傾けていました。



認定こども園入園式 問寒別へき地保育所入所式

4月1日

4月3日

幌延8名、問寒別2名の子どもたちは、慣れない環境に最初はそわそわしながらも、これから一緒に過ごす新しいお友だちや先生方と顔を合わせ、担任の先生から名前を呼ばれると元気に返事をしていました。



問寒別へき地保育所



認定こども園



4月4日



平成31年度 新任教職員着任式



役場2階大会議室で、人事異動により着任した18名の教職員へ木澤教育長から辞令が交付されました。



4月6日



幌延小学校入学式・幌延中学校入学式 問寒別小中学校入学式



4月6日に各小中学校で入学式が行われ、ピカピカのランドセルを背負った幌延16名、問寒別4名の小学1年生と、少し大きい制服を身にまとった幌延19名、問寒別3名の中学1年生が、学校生活の第1歩を踏み出しました。



◀問寒別小学校

▲幌延小学校

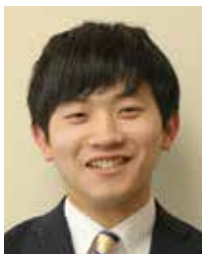


◀問寒別中学校



▲幌延中学校

新規採用職員紹介



あさみ たるう
浅海 太郎

【所属】
教育委員会 総務学校グループ
(兼) 学校給食センター

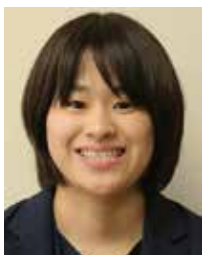
札幌市よりまいりました総務学校グループの浅海太郎です。趣味はバドミントンとカラオケです。小さいので見つけるのが大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。



あきやま ゆうき
秋山 侑紀

【所属】
産業振興課 企画振興グループ

札幌出身の企画振興グループの秋山です。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。



いしかわ あまね
石川 天音

【所属】
建設管理課 管理グループ

初めまして!稚内市から来ました、建設管理課の石川です。魅力ある幌延町にいち早く貢献できるよう精一杯頑張ります!



みずき ゆうな
水木 友菜

【所属】
保健福祉課 保健センター

初めまして。名寄からまいりました管理栄養士の水木です。地域住民の皆さんのサポートを少しでもできればと思っています。よろしくお願いいたします。

自動車税の納税のお知らせ

自動車税の納期限は5月31日(金)です。
納期限までに納めましょう。

○クレジットカードで納付ができます!

インターネット上の専用サイトから、クレジットカードを利用して、24時間自動車税の納付が可能です。

○自動車税スマイル納税キャンペーン実施中!

納期限(5月31日)までに納税すると応援店で特典サービスを受けることができます。

○住所変更の手続きについて

納税通知書は5月8日(水)に発行しますが、転居等で住所が変更になり、納税通知書が届かない方は、住所変更の手続きが必要となりますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

詳しくは、自動車税納税通知書に同封されているリーフレットをご覧ください。

お問い合わせ先：北海道宗谷総合振興局 税務課納税係
〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27
電話：0162-33-2520

2019年工業統計調査を実施します



政府統計



工業統計キャラクター
コウちゃん

○2019年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2019年6月1日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省・北海道・幌延町

林地台帳制度がスタートしました

平成28年5月の森林法一部改正により創設された林地台帳制度が、4月から運用開始となります。林地台帳は、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを市町村が整備し、公表するものです。

申請により、林地台帳および地図の閲覧(所有者情報除く)ができます。

また、所有者または森林経営計画の認定を受けている者は、申し出により、所有者情報を含む情報提供を受けることができます。

なお、林地台帳および地図は、森林の土地の権利や所有の境界を確定するものではありません。また、森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません。

お問い合わせ先：産業振興課 農林グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8815

情報

インフォメーション

運転免許更新時 講習のお知らせ

初回更新者講習(2時間)

5月8日(水)10時から
天塩町社会福祉会館

優良運転者講習(30分)

5月8日(水)13時から
天塩町社会福祉会館

5月9日(木)18時30分から
消防署幌延支署2階

一般運転者講習(1時間)

5月8日(水)13時45分から
天塩町社会福祉会館

違反運転者講習(2時間)

5月8日(水)15時から
天塩町社会福祉会館

借金・金融一般無料相談会

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」「金融問題」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。ぜひお気軽にご利用ください。予約不要です。

日時：5月23日(木)

午前10時~12時

場所：旭川地方合同庁舎西館1階
第1共用会議室

(旭川市宮前1条3丁目3番15号)

受付：011-807-5144

防災の備え、知っていますか？

「防災気象情報」～①時間の表現

気象の解説では「明け方から雨」「夜遅くから風が強く」という表現をします。これは何時頃を指しているのでしょうか？

気象台では、天気予報や警報・注意報を発表する際には右図に示したように、0時から3時間ごとに8つに区切り「未明」「明け方」・・・「昼過ぎ」・・・「夜遅く」といった表現を用います。また、12時間前後を示す「昼頃」や「午前中」「午後」「日中」「夜」という用語もあります。

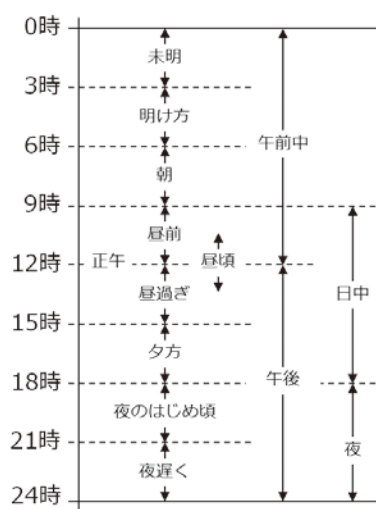
イベントやお出かけ、台風等の悪天に備えた準備を行うとき、現象が「いつ頃」から発生するのかを天気予報などの表現から読み取り、災害から身を守る行動が必要です。

天気予報で用いる1日の時間細分図（気象庁webページURL）

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/saibun.html

【防災コメント】

これからの季節は、空気が乾燥するため強風・乾燥による火災に注意が必要です。気象台は、空気の乾燥により火災が発生する恐れがある場合「乾燥注意報」を発表します。「乾燥注意報」は木材の乾燥の程度を示す「実効湿度」や一日で最も低い「最小湿度」を基準として発表します。



お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話：0162-23-2679

地域おこし協力隊通信

vol.41

こんにちは、地域おこし協力隊の吉原ゆりかです。

昨年までは、街で春服を見て春の訪れを実感していましたが、今は自然の中でたくさんの春のはじまりを見つけることができます。植物の芽吹きや、春の鳥のさえずり、やさしい日差しなど、体いっぱい春を感じられるのは、地方暮らしの特権です！

3月3日（日）に「富士元寿彦と行く冬の動物探しスノーシューツアー」を開催、講師として動物写真家の富士元さんと、認定NPO法人サロベツ・エコ・ネットワークの吉原さんをお招きしました。町内外からの参加者17名が、下沼地域の牧草地や林の中を、2時間ほど散策しました。春のような陽気の中、たくさんの動物たちの足跡を見つけたり、リスが木と木の間を飛んで移動する姿を見かけたり、巨木の根っこ大きさに驚いたり、自然の中の出会いはさまざまです。ひとりで歩いていてもなかなか見つけられないものが、ガイドの方と一緒にだと、発見することができるので、とても楽しかった！という、ありがたいお言葉もいただきました。散策後には、法昌寺さんで手作りの豚汁をいただき、ホロカルのコーヒーで一服した後、講師からお話を頂戴しました。

今年も引き続き、春にサロベツ原野の花を観察するツアー、夏にはカヌーで川を下るツアーなどの開催を企画しますので、ぜひご参加ください！



①散策中の初級者コース参加者



②富士元さんからの講話を聴く参加者

国民年金の保険料納付が困難な学生は『学生納付特例』の手続きを！

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住む全ての人、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、学生も加入しなければなりません。本人の所得が一定の額以下で保険料の納付が困難な場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

もしものときのために申請を！

学生納付特例期間中にケガや病気等、不慮の事態が発生した場合、障がいの状態に応じて、障害基礎年金を受けることができます。未納のままにしておきますと、これらの保障が受けられない場合がありますので、納付が困難な場合は忘れずに学生納付特例の手続きをしてください。

また、老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれません。ただし、老齢基礎年金の計算対象となる期間には含まれません。

対象となる方は？

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の額以下の場合に対象となります。

【所得の目安】118万円＋{扶養親族等の数×38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

承認を受けた次の年度も在学予定である場合は4月初めに再申請の用紙（ハガキ様式）が届きますので引き続き学生納付特例制度の利用をご希望の場合は、必要事項をご記入の上ポストに投函してください。

お手続きは・・・

住民登録している市区町村の窓口や年金事務所、または郵送での申請も可能です。お手続きの際は学生証、在学証明書が必要となります。

～日本年金機構からのお知らせ～

☆国民年金保険料は納付期限までに納めましょう☆

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額16,410円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融区移管・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、お早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の窓口へご相談するようお願いします。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線163）・告知端末機：5-8813

町民くらしのカレンダー 5月 (May)

注：保セ＝保健センター 子セ＝子育て支援センター
 上セ＝上幌延生活改善センター 問保＝問寒別へき地保育所
 老セ＝老人福祉センター 国際＝国際交流施設

① 水	即位の日 総合スポーツ公園オープン	17 金	わかばひろば 10:30～11:30(子セ)
② 木	国民の休日	18 土	子ども運動教室「パークゴルフ体験」 (総合スポーツ公園パークゴルフ場)
③ 金	憲法記念日	19 日	
④ 土	みどりの日	20 月	出張ひろば 10:00～11:00(問保) 福寿会健康相談 13:30～(老セ)
⑤ 日	こどもの日	21 火	
⑥ 月	振替休日	22 水	
7 火		23 木	
8 水	つばみひろば 10:30～11:30(子セ) すくすく健診 13:00～(保セ)	24 金	こども園すきっぷくらぶ 10:00～11:00 (こども園)
9 木	めばえひろば 10:30～11:30(子セ)	25 土	
10 金	【問寒別出張診療日】 わかばひろば 10:30～11:30(子セ) 2歳児健康相談 10:00～(保セ)	26 日	
11 土		27 月	【心療内科・精神科診療日】 明生会健康相談 13:30～(上セ)
12 日	幌延町消防団春季消防演習 サイレン吹鳴14:00～ 12:30 (団員召集) 15:30 (模擬火災)	28 火	
13 月	【心療内科・精神科診療日】 問寒別すきっぷくらぶ 10:00～11:00(問保)	29 水	
14 火	親子リズム体操遊び 10:30～11:30(こども園)	30 木	
15 水	つばみひろば 10:30～11:30(子セ) もぐもぐスクール 10:00～(保セ) 生きがい教室 開級式/学習会 13:30～15:30(国際)	31 金	
16 木	めばえひろば 10:30～11:30(子セ)		

★お悔み申し上げます
 大澤日出子さん(84歳) 3条南3
 佐々木トヨさん(88歳) 元町
 只木 房代さん(67歳) 栄町
 森崎タミ子さん(89歳) 問寒別

☆ご結婚おめでとうございます
 長濱 夕哉さん 宮園町
 佐々木新夏さん

戸籍の窓

(株)恵菱設備

◇幌延町へ

(篤志として)

荻田真奈美さん(母) 3条南3

佐々木浩行さん(母) 元町

只木 栄治さん(妻) 栄町

森崎 英典さん(母) 問寒別

◇幌延町社会福祉協議会へ

(香典返しの一部)

ご寄付ありがとうございます
 ありがとうございます



改元記念特集

広報誌で振り返る「平成」の幌延町

No.1

5月1日から新たに「令和」の時代を迎え、「平成」という一つの時代に幕が下ろされました。今月号から改元記念特集として、平成元年から5年ごとの広報誌を抜粋してご紹介していきます。平成時代の主な出来事を広報誌の誌面で少し振り返ってみます。皆さんも一緒に振り返ってみませんか。

広報ほろのべ 1989 5月 第301号

(平成元年5月号)



▲表紙は「高齢者スポーツ教室」でした。

【こんなことが掲載されました】

下サロベツ原野園地

幌延ビジターセンター5月1日オープン

下サロベツ原野の一角に建設を進めていた幌延ビジターセンターが、平成元年5月1日にオープンすることについて掲載されています。記事内では、建物を環境庁が建設し、内部の展示物等を幌延町が整備したことの説明がされているほか、1階展示室の設備やサロベツ原野で見られる動植物についても紹介されています。



お散歩とお風呂に入るのが大好きな顕大。「行くよ〜!」と準備を始めると手足をバタつかせ全身で大喜び!! 最近はずりばいができるようになり家の中を探検して遊んでいます!!

井上 顕大くん

(平成30年8月24日生・問寒別)
お父さん 千弘 さん
お母さん 千幸 さん



ほろのべの裏窓

何かと慌ただしかった4月を駆け抜け、あつという間に5月です。今年のゴールデンウィークは10連休ということもあり、例年以上に満喫される方も多いのではないのでしょうか。
さて、そんなゴールデンウィーク期間中の5月1日には元号が変わり、今月号は歴史ある幌延町の広報誌の中で、記念すべき「令和」第1号となりました。今月号から、今年の5月1日以降の日付けには「令和」の元号を使用していきますので、よろしくお願ひします。
また、改元のタイミングに合わせて、今月号から数回にわたり、特集「広報誌で振り返る「平成」の幌延町」を連載します。昔の広報誌を見て、「こんなこともあったなあ」と懐かしんでいただければと思います。

● 広報へのご意見、ご要望をお寄せください ●
総務財政課総務グループ
電話 5-1111 / 告知端末機 5-8811



男	1,178	(-5)
女	1,124	(-12)
計	2,302	(-17)
世帯数	1,238	(-2)



三月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

春眠の老体はるか雲の上
 俎の音もうつつや春の夢
 片眼ずつつむり直して朝寝かな
 春眠や体のどこかゆるみ出す
 ベランダの窓開け放し大朝寝
 玉手箱抱えて帰る春の夢

横山 貞雄
 富樫 堅一
 富樫 とも子
 佐藤 光朗
 熊谷 千恵子
 田中 徹男

令和元年5月 発行/天塩郡幌延町 企画・編集/総務財政課総務グループ 幌延町ホームページアドレス/ http://www.town.horonobe.hokkaido.jp 印刷/株式会社須田製版